

## ⚠️台風7号の接近に伴う対応について

台風7号の状況によっては、来庁者の皆様の安全確保のため、**臨時閉庁や一部の業務を縮小**する可能性があります。

ご不便をおかけすることとなりますが、

あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

なお、失業給付の認定については、交通機関の途絶、気象庁が発表する警報等が発令されている場合は「認定日変更」ができます。翌日以降（ハローワークに来所できるようになった時点で）ご来所ください。（電話連絡不要です。）

また、他のご用件におかれましても、できる限り、8月16日以降にご来所、お問い合わせください。

令和5年8月15日  
大阪労働局  
ハローワーク大阪西